

納 税 準 備 預 金

(2020年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・ 納税準備預金
2. 販売対象	・ 納税準備預金……個人および法人 ・ 納税貯蓄組合預金……納税貯蓄組合加入者
3. 期 間	・ この預金には払戻に関する期間の定めはありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額	・ 当行の本支店窓口で預入ができます。 ・ 国税または地方税（以下これらを「租税」といいます。）の納付準備資金の預入に限ります。 ・ 1円以上、1円単位
5. 払戻方法 (1) 払戻方法 (2) 払戻金額	・ 当行の本支店窓口で払戻ができます。 ・ 原則として、払戻は預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合に限ります。 ・ 租税納付のために払戻すときは、納付書・納税告知書・その他租税納付のための書類の提出が必要です。 ・ 1円以上、1円単位
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金	・ 毎日の店頭表示の利率を適用します。（変動金利） ・ 毎年2月と8月の当行所定の日に支払います。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として1年を365日とする日割計算とします。 ・ 原則として、非課税です。 ただし、租税納付以外の目的で払戻した場合は、次の通りとなります。 〈納税準備預金の場合〉 その払戻日が属する利息計算期間の利息全額に対して、課税されます。 〈納税貯蓄組合預金の場合〉 その払戻日が属する利息計算期間の租税納付目的以外の払戻金額の合計が10万円超の場合は、その利息計算期間の利息全額に対して課税されます。
7. 手 数 料	—
8. 付加できる特約事項	・ 自動振替のできる租税については、その納付書類に基づいて、納税準備預金口座から自動的に引落して納付することができます。
9. 預金保険の適用	・ 適用されます。（保護対象預金等の合算で、1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。）
10. 元本欠損リスクと要因	—
11. 権利行使上の制限 ・ 中途解約の制限	・ やむを得ず租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金の利率を適用します。
12. 想定されるリスク	—

13. その他参考となる事項	—
14. 預金取引に関わるご相談・苦情窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金取引に関するご相談・苦情等については下記の窓口でお受けします。 ・ 静岡中央銀行 <ul style="list-style-type: none"> 【ご連絡先】 お客様相談室 【電話番号】 0120-700-858 【受付時間】 午前9時～午後5時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日） 【Eメール】 info@shizuokachuo - bank. co. jp ・ 一般社団法人全国銀行協会（指定紛争解決機関） <ul style="list-style-type: none"> 【ご連絡先】 全国銀行協会相談室 【電話番号】 0570-017109（一般電話から）または03-5252-3772（携帯電話・PHSから） 【受付時間】 午前9時～午後5時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日）